



緊急就労支援事業実施要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を支援するため、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、長野県や市町村、関係機関・団体等の協力のもと取り組む緊急就労支援事業の実施方法について必要な事項を定める。

2 実施主体

事業の実施主体は、県社協とする。

※本事業は「長野県あんしん未来創造プロジェクト」として実施する。

3 協力団体

長野県、市町村、市町村社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県共同募金会、日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会、長野県長寿社会開発センター、長野県農業協同組合中央会、長野県みらい基金、長野県労働者福祉協議会、その他趣旨に賛同する団体の協力を得て実施する。

4 支援対象者

この事業の支援対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等で、以下の相談機関（以下「まいさぼ等」という）に登録を行った者とする。

- 生活就労支援センター（まいさぼ）
- 長野県福祉人材センター
- ライフサポートセンターながの（長野県労働者福祉協議会）

5 事業内容

（1）直接雇用型

① 助成対象事業所

助成対象となる事業所は、4の支援対象者を時給900円以上かつ2か月以上の期間で雇用した事業所とし、次の②により助成を行う。ただし、雇用形態は問わない。

なお、時給の額について、運営委員会が適当と認める事由に該当する場合にはこれによらないことができるものとする。

② 助成額

助成額は、雇用開始日から2か月までを助成対象期間とし、この期間内の賃金の2/3とする。ただし、上限を192,000円とする。

③ 支援の流れ

- ア 支援を希望する者は、まいさぼ等に相談・登録する。
- イ まいさぼ等の支援員は、まいさぼ等が把握する求人事業所の情報を紹介し、必要に応じてハローワークへ同行するなどの就労支援を行う。
- ウ 支援対象者を雇用する事業所は、雇用契約を締結するとともに、まいさぼ等へ「受入承諾書」を提出する。
- エ まいさぼ等は県社協に「利用申請書」に「受入承諾書」を添えて提出する。

(改正後全文)

オ 事業所は、雇用から2か月が経過したのち、支払った賃金に対する「助成金申請書」をまいさぼ等に提出する。

カ まいさぼ等は「助成金申請書」の内容を確認し、「利用報告書」に添えて県社協に提出する。なお、まいさぼ等は1か月に1度、利用者の状況を確認し、途中、雇用が終了した場合も、「利用報告書」にその理由を明記したうえ県社協に提出する。

④ 助成金の交付

ア 県社協は、提出された「利用報告書」の内容を確認し適正と認めた場合は、助成金を指定された金融口座に振り込む。

イ 県社協は、「利用報告書」の内容を確認するため、必要に応じて支援対象者や事業所に照会を行うことがある。

ウ 県社協は、「利用報告書」の内容に不正や著しく不適切な内容があった場合は、助成金を交付しない。また、返還を求める。

エ 県社協は、助成金交付後に「利用報告書」の内容に不正や著しく不適切な内容があることが発覚した場合は、助成金の返還を求めることができる。

(2) 体験研修型

① 対象者

対象者は、4の支援対象者で、まいさぼ等が作成した「体験研修計画」に基づき体験研修を行った者。ただし、過去に雇用されていた先での体験研修は対象としない。

② 体験研修期間

1回の期間は開始日から1か月以内とする。なお、一人当たり3回まで行うことができる。ただし、同一の体験先は除く。

③ 体験研修時間及び支援金額

体験研修時間は1日6時間、②の期間内では60時間を上限とし、支援金額は体験研修時間に応じた定額(1時間当たり800円)とする。

④ 支援の流れ

ア 支援を希望する者は、まいさぼ等に相談・登録する。

イ まいさぼ等の支援員は就労支援を行い、対象者及び体験先と調整し、「体験研修計画書」を作成する。

ウ まいさぼ等は県社協に「体験研修計画書」を提出する。

エ 体験研修終了後、まいさぼ等は「体験研修報告書」を県社協に提出する。

⑤ 支援金の交付

ア 県社協は、提出された「体験研修報告書」の内容を確認し適正と認めた場合は、支援金を対象者により指定された金融口座に振り込む。

イ 県社協は、「体験研修報告書」の内容を確認するため、必要に応じて対象者や体験先に照会を行うことがある。

6 実施期間

令和2年6月1日から令和4年9月30日まで

7 財 源

協力団体の協賛金、県・市町村の補助金及び県民等からの寄付金等により造成された基金

8 基金の造成

(1) 名 称

長野県あんしん未来創造基金

(2) 基金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を支援する緊急就労支援事業

(3) 口座名義

銀行名等 八十二銀行長野南支店 (普通) 408306

口座名義 長野県あんしん未来創造基金

(4) 基金の管理

県社協

附 則

この要項は、令和2年6月1日から施行する。

この要項は、令和2年7月31日から施行する。

この要項は、令和3年2月24日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年6月15日から施行する。

この要項は、令和4年3月22日から施行する。